

# みんなの国保

令和7年度  
第2号発行：鶴岡市国保年金課  
令和7年12月1日発行

## マイナンバーカードが健康保険証として使えます! ～もっと便利に医療機関を受診しよう～

令和6年12月2日以降、マイナ保険証（保険証利用登録されたマイナンバーカード）の利用を基本とする仕組みへと移行しました。マイナンバーカードをお持ちで、まだ保険証利用登録をされていない方はぜひ登録を行い保険証としてご利用ください。

### 保険証利用登録をすると、どんないいことがあるの？

#### ●限度額認定証としても利用できます。

手続きをしなくても限度額以上の一時的な支払が不要になるため、入院してから急いで申請する必要がなくなります。

#### ●マイナポータル上で健診結果などを閲覧できます。

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や薬剤情報が共有できます。また、その情報はマイナポータルでも確認できるため、自分自身の健康管理にも役立ちます。

#### …マイナンバーカードでの受診が困難な方…

介護施設の入所者や介助を要する方など、マイナンバーカードでの受診が困難な方は、申請いただくことで資格確認書を取得できます。親族や介助者等による代理申請も可能です。

## マイナンバーカードを保険証として利用していても、 国保への加入・脱退手続きは必要です！

### 国民健康保険に加入する場合 (離職や健康保険の扶養取消など)

#### ＜届出に必要なもの＞

- 勤務先の健康保険の資格を喪失したことがわかる書類（退職日がわかる書類可）
- 顔写真付きの身分証明書（来庁する人）
- マイナンバーを確認できる書類

#### ポイント

- ①会社等の社会保険では、退職後も引き続き加入できる“任意継続制度”があります。
- ②家族が加入する健康保険の被扶養者となることができる場合があります。



### 国民健康保険を脱退する場合 (就職や健康保険の扶養認定など)

#### ＜届出に必要なもの＞

- 国民健康保険の資格情報のお知らせまたは資格確認書
- 勤め先から交付された資格情報のお知らせまたは資格確認書
- 顔写真付きの身分証明書（来庁する人）
- マイナンバーを確認できる書類

#### ポイント

- ①勤務先の健康保険に加入（扶養認定）した場合、勤務先では市役所への届出をしません。届出がないと国民健康保険税の納付義務が継続しますのでご注意ください。
- ②国保の資格がない期間に国保の資格確認書を使用して受診した場合、国保で負担した分の医療費を返還していただくことになります。

# お薬との上手な付き合い方

## ～医療費削減につながる医療機関の適正受診について～

### リフィル処方箋を活用しましょう

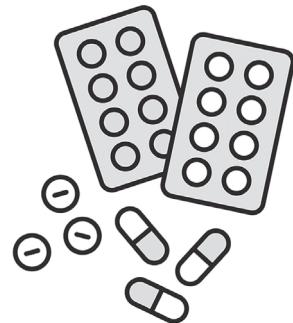
リフィル処方箋とは、通院をしばらく控えても大丈夫と医師が判断した場合に、再診を受けずに同じ処方薬を薬局で受け取ることができる処方箋のことです。

### リフィル処方箋を受け取ったら、薬局(保険薬局)で調剤してもらいましょう

① 受付 受付にリフィル処方箋とお薬手帳などを渡します。

② 調剤 薬剤師がリフィル処方箋による調剤が不適切と判断した場合、調剤を行わず、かかりつけ医への受診勧奨を行うことがあります。

③ 薬の説明・次回の確認 症状や薬について、気になることがあれば気軽に相談しましょう。また、次回の調剤日の確認ができます。



※処方箋の「リフィル可」の欄に、「レ」点と使用できる回数(上限3回)の記入がある場合のみ、リフィル処方箋として使用できます。

※投薬量に限度がある医薬品や湿布薬はリフィル処方箋の対象外です。

※リフィル処方箋を受け取っていても、体調の変化がある場合は薬剤師や医師に相談しましょう。

### 医療費のお知らせの送付回数、送付時期が変わります

国民健康保険では、健康に対する認識を深めていただき、医療制度の健全な運営を図ることをねらいに医療費のお知らせを送付しています。これまで年6回(2か月に1回)送付していましたが、**令和7年度よりまとめて年1回の送付**に変更となりました。

**発送時期** 令和8年1月下旬～2月上旬予定

**通知内容** 令和6年11月～令和7年10月にかかった医療費

※医療費のお知らせは確定申告に使用することができます。11月・12月診療分は、領収書に基づいて確定申告をしてください。11月・12月診療分の医療費のお知らせについて書面での発行を希望する場合は、別途申請が必要です(申請受付: 2月中旬頃予定)。

### マイナ保険証をご利用の方はマイナポータルでも医療費の情報を閲覧できます

毎月11日頃に前々月診療分の医療費情報が更新されます。確定申告に利用するための1月～12月分は例年、原則2月9日頃に情報が更新されます。

また、e-Taxで確定申告を行う方は、マイナポータル連携を利用すると、医療費控除に使用できる医療費通知情報をマイナポータル経由で自動入力することができます。

#### 《閲覧方法》

- ①マイナポータルへログイン
- ②健康医療 → 医療費



### ◆お問合せ先◆

各種届出は市役所・  
地域庁舎のすべてで  
行うことが出来ます

国保年金課 ☎(直通)0235-35-1292 (代表)25-2111内線173

藤島庁舎市民福祉課 ☎ 64-5807(直通) 羽黒庁舎市民福祉課 ☎ 26-8773(直通)  
櫛引庁舎市民福祉課 ☎ 57-2113(直通) 朝日庁舎地域づくり推進課 ☎ 53-2114(直通)  
温海庁舎市民福祉課 ☎ 43-4614(直通)